

第 1 回新潟県景観審議会議案

と き 令和 2 年 7 月 13 日（月）午前 10 時 30 分から
ところ 新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県自治会館別館 9 階 ゆきつばき

新潟県土木部都市局都市政策課

第1回新潟県景観審議会 資料一覧

- ・ 委員名簿
- ・ 傍聴要領
- ・ 審議会への付議について
- ・ (資料1) 新潟県景観基本方針
- ・ (資料2) 新潟県景観計画 (案)
- ・ (資料3) 新潟県景観計画 (案) に対する意見と対応
- ・ (資料4) 新潟県景観条例施行規則の骨子 (案)
- ・ (資料5) 景観重要区域について

- ・ (参考資料1) 新潟県景観条例の概要
- ・ (参考資料2) 新潟県景観条例
- ・ (参考資料3) 新潟県景観審議会規則

新潟県景観審議会 委員名簿

(敬称略)

	分 野	氏 名	現 職
学 識	緑化（樹木）	いわた とうこ 岩田 統子	樹木医（日本樹木医会新潟県支部）
	景観・都市計画	おかざき あつゆき 岡崎 篤行	新潟大学 工学部 教授
	法律	かいづ さとる 海津 諭	弁護士（新潟県弁護士会）
	建築	せいの なおみ 清野 奈桜美	建築士（公益社団法人新潟県建築士会）
	美術・色彩	むらき かおる 村木 薫	新潟中央短期大学 教授
関 係 団 体	観光	いしだ かつや 石田 克弥	一般社団法人 日本旅行業協会 新潟県地区委員長 （株式会社日本旅行新潟支店 支店長）
	農業	いしやま あきら 石山 章	一般社団法人新潟県農業会議 会長
	屋外広告物	みうら まさあき 三浦 正昌	新潟県広告美術業協同組合 理事長
住 民	まちづくり （市民活動）	おおくら ひろし 大倉 宏	新潟県まちなみネットワーク 会長
	地域保全 自然環境	みうら えり 三浦 絵里	NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部 事務局
行 政	市町村	くずみ ときお 久住 時男	見附市長
		こばやし のりゆき 小林 則幸	出雲崎町長

傍 聴 要 領

新潟県景観審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに受付し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会議の開催予定時刻前であっても、定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- ウ 会議における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が前記2の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

新潟県景観審議会長 様

新潟県知事 花 角 英 世

審議会への付議について

新潟県景観条例第3条第1項の規定により、下記の案件を付議します。

記

新潟県景観計画（案）について

新潟県景観基本方針

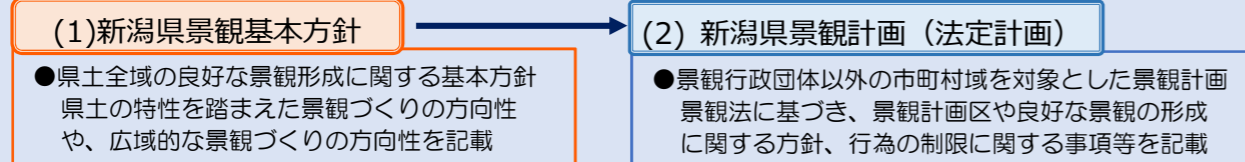
1. 背景と目的

■背景

- これまでの新潟県の地域づくりは、機能性や効率性を重視し、暮らしやすい生活環境が整えられる一方、地域の個性の喪失、コミュニティの希薄化を招いてきた
 - 全国より早いペースで少子高齢化が進展し、地域活動を支える担い手が不足してきているため、これまで当たり前のように受け継がれてきた日常の景観が失われていく危機に直面している。全国で頻発する自然災害では、豊かで愛着のあるまちとして復興を目指していく必要がある
- 県民が誇りと愛着をもって住み続けたいと思い、訪れる人にとっても魅力的な県土づくりを進めるため、豊かな自然や各地に残る歴史文化資源を活かした景観づくりが不可欠となっている

■位置づけ

景観行政で対応すべき課題を踏まえた基本方針として位置付ける。



■景観づくりを推進する意義

- 県民の共通する資産として、守り、磨き、次世代へと継承すること
- 地域のつながり、愛着、誇りを醸成し、地域の人々にとって快適な生活環境を実現すること
- 観光や産業、地域ブランド等の取組と連携し、来訪者にとって魅力ある地域づくりを実現すること

2. 新潟県の景観

■県土の景観の概況

- 刻々と表情を変える日本海、実り豊かな大地、悠々と流れる大河、四季折々に彩を見せる山々、白い雪景色など、多様な地形や地質、水系、気候等を背景に豊かな自然的景観を形成
- 長い年月の中で培われてきた地域の営みや暮らしは、自然環境とともに、固有の歴史・文化的景観を創出



■景観形成の推進に向けた現状と課題

- ①景観形成に対する県民の理解
- ②今後の景観形成を担う人材
- ③関係者間の連携
- ④広域的な景観の保全・誘導
- ⑤景観の取組の地域差

3. 新潟県の景観づくりの基本方針

■目指す地域像

- ①誇りと愛着
- ②活力と賑わい
- ③安全と快適

■基本姿勢と視点

- 今ある地域の良好な景観を貴重な財産として「守る」
- 周囲の景観に調和しないものは将来に向けて「直す」
- 良好な景観を阻害する要素が新たにできることを「防ぐ」
- 次の世代に引き継ぐことができる、新たな良好な景観を「創る」

[取り組みの視点]

- ① 持続可能性
- ② 地域らしさ
- ③ 相互に連携
- ④ 地域合意と参加

■県土景観の形成方針

①地域特性を踏まえた景観づくりの方向性

- 雄大な山々をはじめとした河川や海岸、潟等の豊かな県土の自然環境
- 農山漁村の営みと暮らしの中で培われてきた地域風土
- 都市の発展の歴史が創り上げた多種多様な景観

②広域景観に関する景観づくりの方向性

[広域景観の対象の例]

- 山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域
- 人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿線地域
- 歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す地域

4. 景観づくりの推進

■景観づくりの役割

①県	<ul style="list-style-type: none"> • 総合的かつ長期的な視点で景観づくりの目標や取り組み方針を示す • 市町村や地域づくり団体等の景観づくりの支援及び調整 • 事業者や県民に対して、景観に関する意識啓発を行う 等
②市町村	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の特性やまちの将来像を踏まえ、景観づくりの目標や方向性を示す • 各種制度を活用した景観施策の推進及び良好な景観の誘導 等
③地域づくり団体等	<ul style="list-style-type: none"> • 知識や見識を活かし、良好な景観づくりを推進 • 市民や事業者と行政等の中間組織として適切な助言を与え景観施策を推進
④事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 景観づくりにおける自らの影響を十分に認識し、県民や行政に協力 • 建築、造園、屋外広告物などの専門家は創造的な景観づくりに寄与
⑤県民	<ul style="list-style-type: none"> • 一人ひとりが自らの地域に目を向け、お互いに景観の価値を共有 • 身の回りの景観を損なうことがないよう、身近な生活環境を創る

■景観づくりの推進方策

- ①景観法その他関係法等の活用
- ②公共事業等による先導的な景観整備
- ③景観づくり推進のための意識啓発・活動支援

新潟県景観計画（案）

令和 年 月

新 潟 県

目次

1. はじめに	1
2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）	1
3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）	2
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）	4
5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）	5
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）	5
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）	5
8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）	5
別図1 新潟県景観計画区域図	6
別表1 届出対象行為	7
別表2 景観形成基準	8
別図2 新潟県景観計画区域のゾーニング	10

1. はじめに

新潟県の「景観」は、四季折々の表情を見せる雄大な山々や大河、日本海といった美しい自然を背景に、人々の暮らしと営みの歴史の中で、長い年月をかけて育まれ、受け継がれてきたものである。南北に長く続き、多様な地形や気候を有する県土においては、地域ごとに異なる特徴を有しており、それらが一体となって地域固有の魅力的な景観を形成している。

しかし、全国より早いペースで少子高齢化が進展し、地域の活動を支える担い手が不足してきている中で、農山村地域では周辺の自然や田園風景と調和した伝統的な集落のたたずまい、市街地では地域の歴史を反映したまちなみなど、これまであたり前のように受け継がれてきた日常の景観が失われていく危機に直面している。

こうした中で、新潟県景観計画は、県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的として、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めるものとする。

2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画区域は、新潟県の区域のうち、景観行政団体である市町村の区域を除く県土全域とする。（別図1「新潟県景観計画区域図」のとおり）

（景観重要区域）

景観計画区域内において、県土の景観形成を図る上で特に重要な区域を景観重要区域に定めることができる。

なお、景観重要区域の設定の方針は以下のとおりとする。

- ① 2以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域
- ② 歴史的若しくは文化的意義を有する施設の周辺の区域又は観光振興を図る上で特に重要な区域であって、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域

3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、次のとおりとする。

(1) 地域特性を踏まえた景観づくり

景観は長い年月をかけて創り上げるものであり、新潟県の自然、歴史、文化といった風土に根差した景観資源を貴重な財産として守り、オーセンティシティを重視して後世に継承していくことが必要である。

景観を構成する自然や地形、歴史や文化等が類似する地域では、景観の捉え方や創り方も共通する点が多いため、県土の特性を踏まえ、良好な景観の形成に関する方針は以下のとおりとする。

※オーセンティシティ：真正性、本物であること

1) 雄大な山々をはじめとした河川や海岸、潟等の豊かな県土の自然環境

- ・山々や水辺の自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺景観と調和した良好な景観形成に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、これらの自然景観が県土の様々な景観の背景となることに留意し、眺望を妨げないように配慮する。

2) 農山漁村の営みと暮らしの中で培われてきた地域風土

- ・中山間地域や里山における営みと暮らしの景観を守り、生活環境と一体となった良好な景観形成に努める。
- ・地域の特徴的な原風景や雪国ならではの建築様式等を継承し、新潟らしい集落景観の保全・形成に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、広大な平野部の田園景観や山並みへの眺望景観を損なわないように配慮する。

3) 都市の発展の歴史が創り上げた多種多様な景観

- ・地域固有の歴史的遺産やまちなみ等の保全とともに、周辺景観と調和した環境整備やまち並み修景等により、歴史的なまちなみ景観の保全・形成に努める。
- ・駅や港、中心市街地等における「まちの顔」としてふさわしい魅力ある景観の創出を図るとともに、賑わいのある景観の演出に努める。
- ・建築行為や施設整備等を行う際には、周辺景観への調和に配慮するとともに、街路樹等による緑化や統一感のある沿道景観の形成に努める。

(2) 広域景観に関する景観づくり

市町村の区域を越えて共通する自然や風土等によって構成される景観は、地域内外の人々に親しまれる広域景観として、連続性や調和に配慮した景観誘導を図る必要があるため、以下のように努めるものとする。

1) 山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域

- ・山岳・河川・海辺等の美しい自然景観は、市街地や田園等の背景となることに留意し、視対象としての保全や周辺環境に配慮した広域的な景観の形成に努める。
- ・地域のシンボルとなる山並み等への見通しや眺望等に配慮した遠景の景観形成に努める。

2) 人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿線地域

- ・幹線道路や鉄道では、地域間をつなぐ広域的な景観の軸として魅力ある沿道景観を創出するため、地域間の連続性や周辺環境に配慮し、統一感のある景観の形成に努める。
- ・視点場として魅力ある車窓景観を確保できるように、周囲の景観に配慮した道路空間の形成に努めるとともに、周辺の建造物の景観誘導を図る。

3) 歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す地域

- ・地域で培われてきた有形無形の歴史・文化によるつながりを尊重し、地域の誇りある景観や文化を保全・継承し、地域間の連携による広域的な景観の形成に努める。

4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号関係）

景観計画区域では、届出対象行為と区域及び行為ごとの景観形成基準を定め、必要な行為の制限を行うことにより、良好な景観の形成を図る。

(1) 届出対象行為

景観計画区域の届出対象行為は、別表 1 のとおりとする。

(2) 適用除外行為

法及び条例に基づく適用除外行為は、以下のとおりとする。

- ① 法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為で、一定の規模以下のもの。
- ② 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。
- ③ 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出、協議して行う行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもの。

(3) 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観形成基準は、別表 2 のとおりとする。

この基準を基本としながら、建造物等の特性や周囲の状況、市町村や地域の特性などを総合的に判断し、良好な景観形成を目指すものとする。

5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

新潟県の良好な景観の形成を図る上で、特に重要な建造物や樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木に指定する。

(1) 指定基準

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観や樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(2) 指定方法

指定にあたっては、新潟県景観審議会の意見を聴いた上で、指定を行う。

6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物は、景観に大きな影響を与える要素であることから、「新潟県屋外広告物条例」と本計画で定める「4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」により、建築物等と一体的な規制誘導を行い、良好な景観の形成を図る。

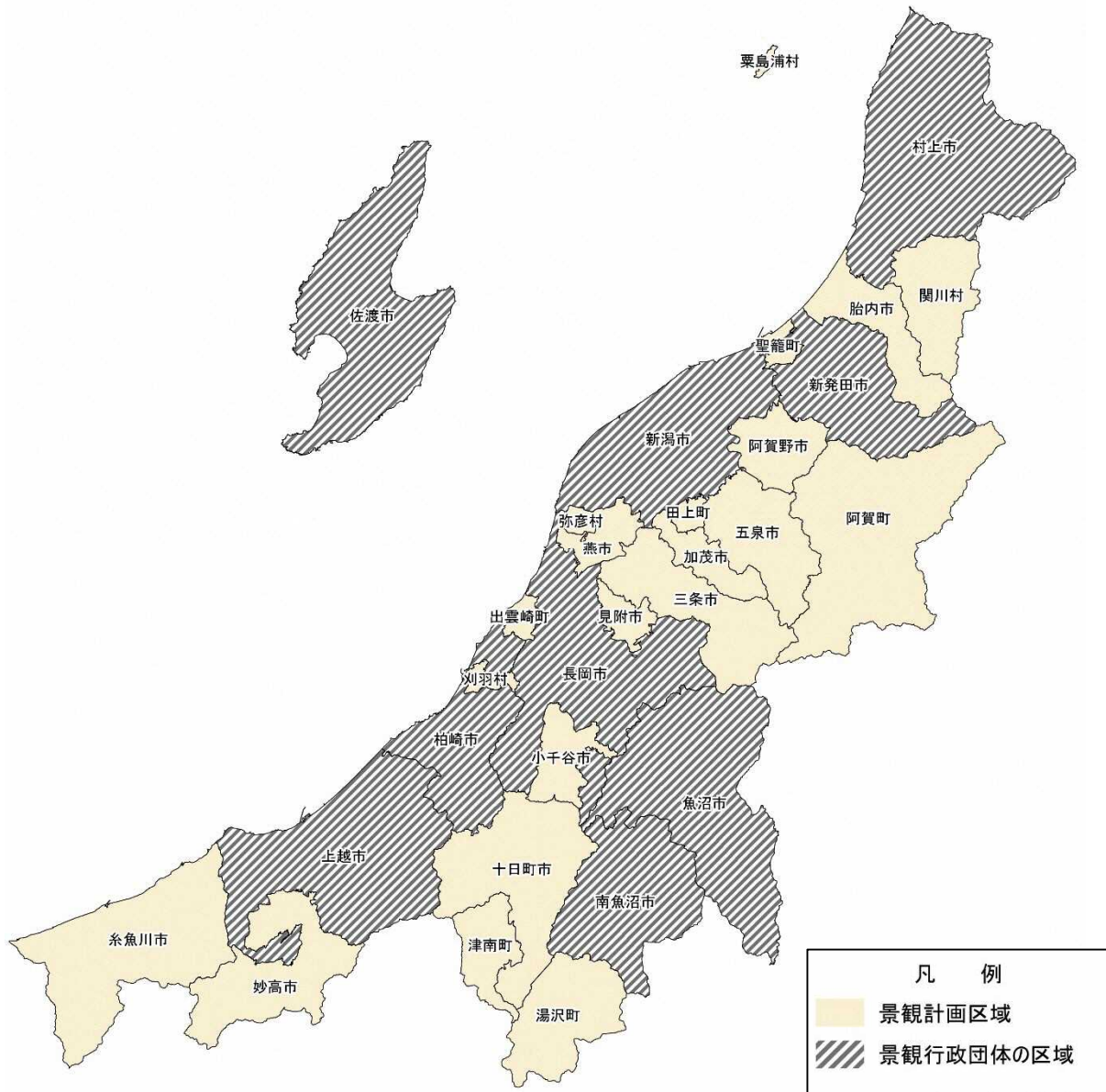
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）

道路や河川、都市公園等の公共施設は景観の形成を図る上で重要な構成要素となることから、県土の骨格となる広域的な道路や河川等、景観上特に重要なものを重要景観公共施設に定める。

8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）

地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた「3. 良好な景観の形成に関する方針」に基づき策定するものとする。

別図1 新潟県景観計画区域図



別表1 届出対象行為

行為	規模等
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する建築物の新築又は移転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積^{※1}1,000 m²を超えるもの ・ 高さ 15m を超えるもの 2 以下のいずれかに該当する建築物の増築又は改築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の建築面積が 1,000 m²を超え、かつ、行為に係る建築面積が 200 m²を超えるもの ・ 行為後の高さが 15m を超え、かつ、行為に係る建築面積が 10 m²を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えるものに限る） 3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記 1 の規模に該当し、行為に係る壁面又は屋根面の面積が各当該面の 1/2 を超えるもの
(2) 工作物 ^{※2} の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する工作物の新設又は移転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 築造面積 1,000 m²を超えるもの ・ 高さ 15m を超えるもの 2 以下のいずれかに該当する工作物の増築又は改築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の築造面積が 1,000 m²を超え、かつ、行為に係る築造面積が 200 m²を超えるもの ・ 行為後の高さが 15m を超え、かつ、行為に係る築造面積が 10 m²を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えるものに限る） 3 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、上記 1 の規模に該当し、行為に係る面積が当該外観の 1/2 を超えるもの
(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 3,000 m²を超えるもの ・ 法面の高さ 5m を超えるもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 3,000 m²を超えるもの ・ 法面の高さ 5m を超えるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	以下のいずれかの規模を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 1,000 m²を超えるもの ・ 高さ 3m を超えるもの

※1 建築行為の対象規模は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積によるものとする。

※2 対象とする工作物は以下に掲げるものとする。

① 建築基準法施行令第 138 条に掲げる工作物

② 架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者の保安通信設備用の送電用鉄塔

③ 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する太陽電池発電設備、風力発電設備等の電気工作物

別表2 景観形成基準

行為	項目		内容
建築物・ 工作物	位置・ 規模	眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望を妨げないような位置及び規模とするように努める。 ・稜線や斜面への配置はできる限り避け、地域のランドマークやスカイライン等への眺望をできる限り阻害しないような配置とするように努める。
		壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然区域や田園・集落区域では、道路等の敷地境界からできる限り後退するなど、ゆとりのある空間の創出に努める。 ・壁面の位置は、隣地や周辺との連続性や調和に配慮する。 ※「自然区域」、「田園・集落区域」は、別図2のとおり
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然区域や田園・集落区域では、周辺の山林や田園等の自然景観との調和に配慮し、周囲から著しく突出した印象を与えない高さとするように努める。 ・都市区域では、周辺のまちなみの連続性や調和に配慮し、高層の場合は高層部分を後退するなど、圧迫感を軽減するように努める。 ※「都市区域」は、別図2のとおり
	形態・ 意匠	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性等を踏まえ、周辺景観と調和した形態意匠とするように努める。 ・全体として一体感が感じられるバランスのとれた形態意匠とするように努める。 ・長大な壁面はできる限り避け、分節化や陰影をつけるなど、単調な平滑面とならないよう努める。 ・周辺の建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減するように努める。
		素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用するとともに、地域の風土に合った地場産材等の活用に努める。 ・退色や剥離などによって景観を損なうことがないよう耐久性や耐候性に配慮し、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるように努める。 ・金属板やガラス等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射等による周辺への影響に配慮する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色調を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。 ・多色使いやアクセント色を使用する場合には、使用する色の数や面積、色彩相互の調和、バランス等に十分配慮する。 ・外観の基調色は、彩度6以上の使用を避けるとともに、明度3以上8以下かつ彩度4以下の色彩を使用するように努める。ただし、地域の事由等により、当該色彩以外の使用が妥当であると判断される場合は、この限りではない。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、できる限り緑化を行うように努める。 ・塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努める。 ・植栽にあたっては、地域に適した樹種を選定するように努める。 ・樹種の構成や樹木の配置については、成長による将来の樹形や維持管理に配慮する。 	

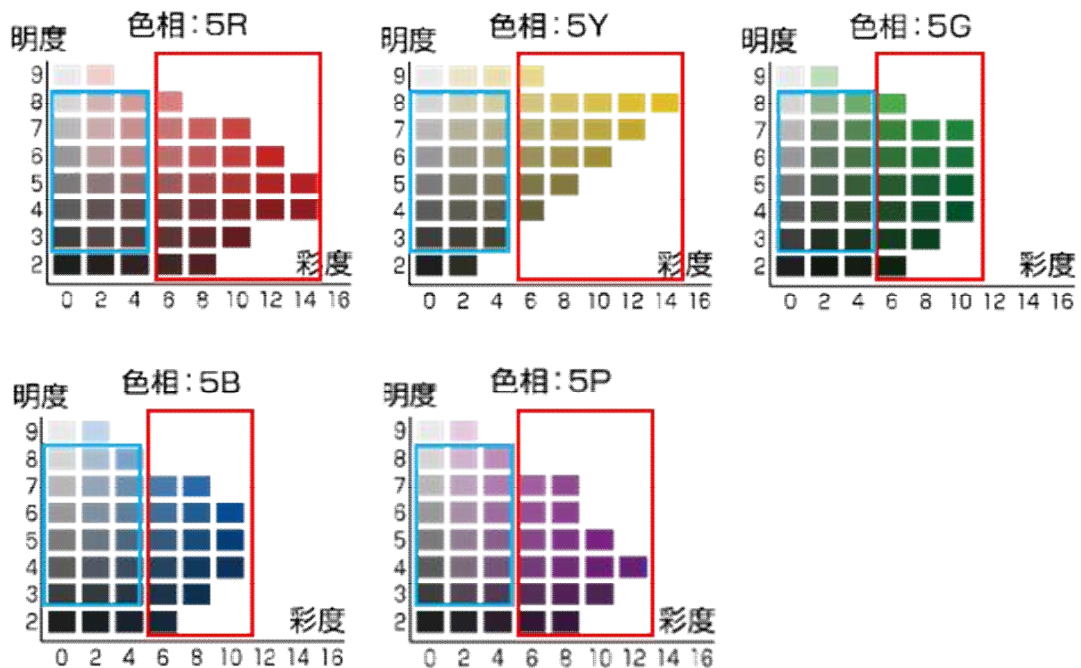
行為	項目	内容
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する設備や工作物等は、配置の工夫や植栽、塀、壁等で遮蔽するなど、道路等の公共空間からの見え方に配慮する。 ・屋外照明を設置する場合には、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないように努める。
開発行為 土地の形質変更		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面や擁壁ができる限り生じないようにし、やむを得ない場合には、緩やかな勾配とし、緑化に努める。 ・擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により、周辺景観との調和に配慮する。 ・敷地内に樹形の優れた樹木がある場合には、できる限りそれらの保全や修景への活用に努める。
屋外の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さは、できる限り低く抑え、整然と行うように努める。 ・道路及び隣地との境界線から十分に間隔を取るように努める。 ・道路等の公共の場所から見えにくい位置となるように配慮し、植栽又は塀等により遮蔽するように努める。

※市町村が独自に良好な景観形成のための基準を設けている場合は、その基準を考慮する

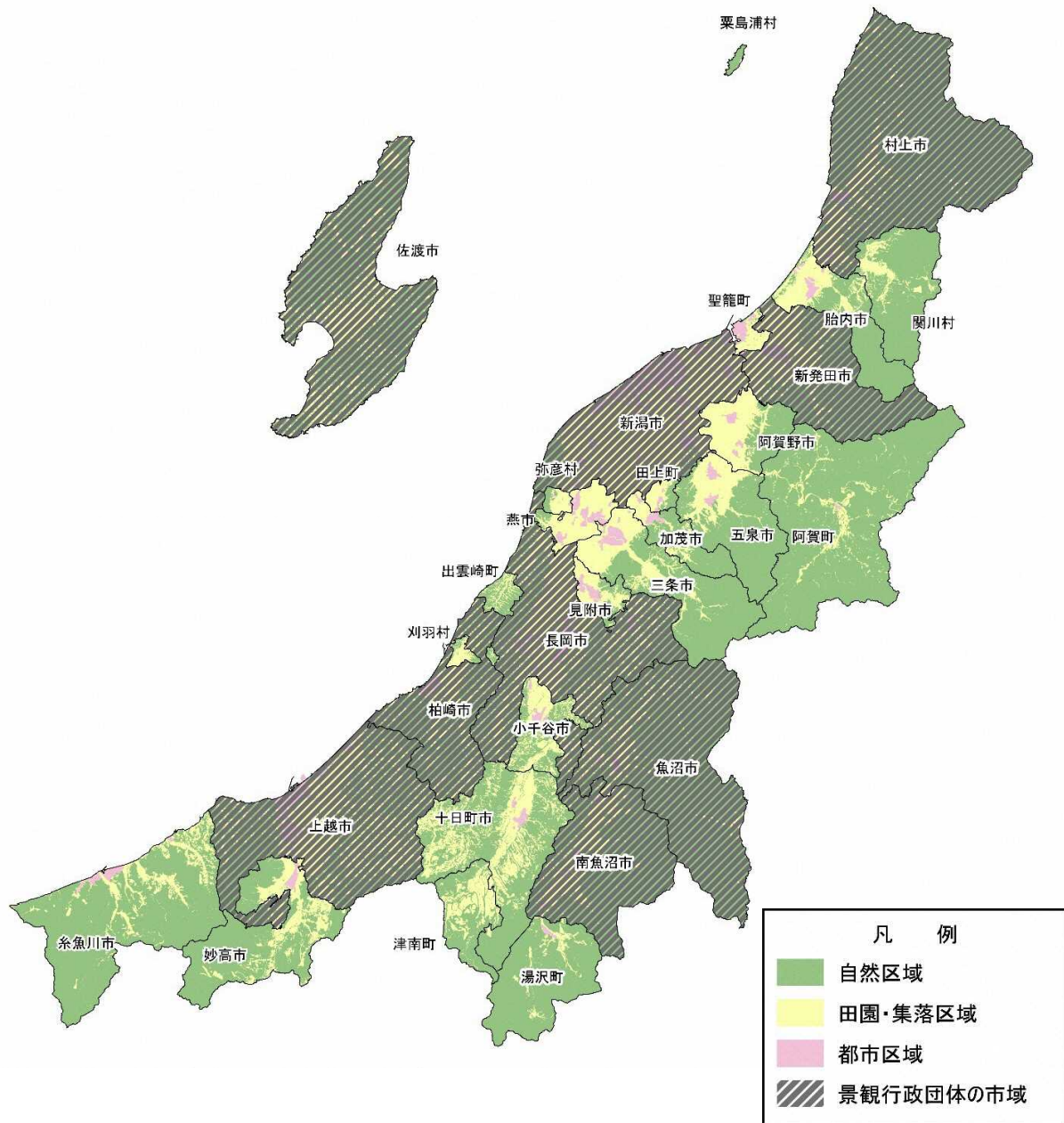
【色彩基準の色見本の例】

赤枠：避ける色彩（彩度6以上）

青枠：推奨する色彩（明度3以上8以下かつ彩度4以下）



別図2 新潟県景観計画区域のゾーニング



ゾーニングは目安を示すものであり、基準運用の際は周囲の状況により判断する。

- 都市区域 : 「土地利用基本計画図^{※3}」に定める「市街化区域」及び「その他の用途地域」の範囲
- 田園・集落区域 : 「土地利用基本計画図」に定める「農業地域」の範囲
- 自然区域 : 「土地利用基本計画図」に定める「森林地域」の範囲

※3 国土利用計画法に基づき作成された、土地利用基本計画図

新潟県景観計画（案）に対する意見と対応

1. パブリックコメント

- 意見募集期間：令和元年12月17日～令和2年1月7日
- 意見提出者：6人（意見件数13件）
- 意見の反映状況：反映したもの1件、一部反映したもの2件

【反映したもの】

No	ページ	意見の要旨・論点	対応
1	P1	<p>条例骨子(案)が添付されているが、計画(案)は条例の規定・文言と同一になる箇所も多いと思われるため、条例(案)と整合する方向で全体を見直されたい。</p> <p>特に「はじめに」は、「計画策定の目的」ないしは「趣旨」と思われ、条例(案)第1章と密接に関連すると思われるので留意されたい。</p>	<p>【一部反映】</p> <p>表記方法など一定のルールのもと記載するため、条例と計画の表記が同一とならない場合もありますが、その内容については整合するよう修正しました (別紙のとおり修正)</p>
2	P4	<p>届出対象行為を規定する箇所であり、条例の規定・文言との整合が求められる。</p> <p>分かり易さに重点をおき全文修正を提案する。</p>	<p>【一部反映】</p> <p>表記方法など一定のルールのもと記載するため、条例と計画の表記が同一とならない場合もありますが、その内容については整合するよう修正しました。 (別紙のとおり修正)</p>
3	P8 P9	<p>別表2の項目に「一般区域」とあるが、別の区域もあるのか。この表だけなのであれば「一般区域」は「内容」で足りると思われる。</p>	<p>【反映】</p> <p>別の区域はありません。御意見のとおり修正しました。 (別紙のとおり修正)</p>

【その他の主な意見】

- ・洋上風力発電の設置も想定した上で区域や行為を定めるべきである。
- ・無神経な開発が散見される中、景観計画の策定を歓迎する。
- ・緑あふれる空間の演出が必要である。
- ・届出手順の簡素化を希望する。

【パブリックコメントに係る新潟県景観計画（案）修正箇所】

下線 修正箇所

○意見 N0. 1 一部反映：新潟県景観条例と整合を図るため修正

計画案 P1 〈1.はじめに〉

【修正前】

新潟県景観計画は、

- ・県土全域において、景観法に基づく制度の活用により、良好な景観の保全・形成をはかること
 - ・山脈や大河、あるいは幹線道路や鉄道沿線など、市町村の区域を超えて形成される広域的な景観について、統一的な考え方のもと、良好な景観の保全・形成を図ること
 - ・計画の運用により、県民に対して景観及び景観づくりに関する周知・啓発を図ること
- これらを目的に、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条に規定に基づき、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めるものとする。

【修正後】

こうした中で、新潟県景観計画は、県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的として、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めるものとする。

○意見 N0. 2 一部反映：新潟県景観条例と整合を図るため修正

計画案 P4 〈(2) 適用除外行為〉

【修正箇所】

- ③ 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する、協議して行う行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもの。

○意見 N0. 3 反映：意見のとおり修正

計画案 P8、P9 〈別表2 景観形成基準〉

【修正箇所】

別表2 景観形成基準。

行為。	項目。	一般区域内容。
	眺望。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望を妨げないような位置及び規模とするように努める。 ・稜線や斜面への配置はできる限り避け、地域のランドマークやスカイライン等への眺望をできる限り阻害しないような配置とするように努める。

2. 関係市町村

- 意見募集 : 令和元年 11 月 26 日～令和元年 12 月 4 日
- 意見提出市町村 : 3 市町 (見附市、糸魚川市、津南町)
- 意見の反映状況 : 1 市 (見附市)

【反映したもの】

市町村(非景観行政団体)からの意見	対 応
<p>(見附市)</p> <p>1. 別表2 景観形成基準 (一般区域) の色彩について、明度や彩度に関する制限の再検討を願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>見附市ではシンボルカラー 2 色 (ネーブルグリーン、レモンイエロー) を定め、これまで公共施設の外壁や施設看板の外、照明柱など広く採用してきた経緯がある。また、「ウェルネスタウン住宅設計ガイドライン」を当該住宅地だけでなく、市内建築物等の指標として用いている。これらは県計画(案)で推奨されない範囲の色彩も含まれているが、市町村の進める施策や事業に影響が出るようでは困る。こうした事案については、市の裁量で行う事を原則とする旨の記載を、前文に加えていただきたい。</p>	<p>意見を踏まえ修正しました。</p> <p>【修正前】</p> <p>P4: (3) 景観形成基準 後段</p> <p>なお、この基準は標準的なものであり、これを踏まえたうえで建造物等の特性や周囲の状況を総合的に判断し、良好な景観形成を目指すものとする。</p> <p>【修正後】</p> <p>P4: (3) 景観形成基準 後段</p> <p>この基準を基本としながら、建造物等の特性や周囲の状況、市町村や地域の特性などを総合的に判断し、良好な景観形成を目指すものとする。</p> <p>P9:別表 2 景観形成基準 ※表外に追記</p> <p>市町村が独自に良好な景観形成のための基準を設けている場合は、その基準を考慮する</p>

【その他の主な意見】

- ・景観形成基準の眺望について隣接する市町村に影響する建築物・工作物への対応を検討願いたい。(見附市)
- ・届出前の事前相談や変更手続きなど実務を考慮したスケジュールを示すべきと考えます。(糸魚川市)
- ・制度の施行に際し、十分な周知期間の設定と丁寧な周知を要望する。(津南町)

新潟県景観条例施行規則の骨子(案)

第1章 総則

- 趣旨 この規則は、景観法、景観法施行規則及び新潟県景観条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観計画

■景観計画の軽微な変更

景観審議会の意見聴取を要しない軽微な変更は、景観計画区域、景観形成方針、行為の制限、屋外広告物の制限、景観重要公共施設の整備、景観農業振興地域整備計画の策定以外の変更等とする。

■行為の届出

行為の届出は、規則に定めた様式及び添付書類により行う。

※建築物の建築等又は工作物の建設等、開発行為については、景観法施行規則で添付書類を規定

■変更の届出等

変更の届出は、規則に定めた様式により行う。

■適用除外行為

届出対象となる工作物

※工作物の適用除外を定める前提として、対象となる工作物を規定

建築基準法施行令に規定する煙突、柱等の工作物、送電用の鉄塔、太陽光・風力発電設備 等

届出の対象外となる行為

(1) 下記の規模の行為

- ① 建築物・工作物の新築・移転 : 高さ 15m 以下、かつ建築・築造面積が 1,000 m²以下
- ② 建築物・工作物の増築・改築 : 高さ 15m 以下で、建築・築造面積が 1,000 m²以下または行為に係る面積が 200 m²以下
: 建築・築造面積が 1,000 m²以下で、高さ 15m 以下または行為に係る面積が 10 m²以下
- ③ 建築物・工作物の外観の変更等 : 高さ 15m 以下、かつ建築・築造面積が 1,000 m²以下、または行為に係る面積が当該面積等の 1/2 以下 (建築物の行為に係る面積は壁面、屋根面ごととする)
- ④ 開発行為・土地の形質の変更 : 3,000 m²以下、かつ法面又は擁壁の高さ 5m 以下
- ⑤ 屋外の堆積 : 高さ 3m 以下、かつ面積 1,000 m²以下

(2) 自然公園、文化財に関する法又は条例等の規定により許可を受ける行為

(3) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更、外部から見通すことができない場所・90 日間を超えない物件の堆積、地盤面下又は水面下における行為

■景観重要建造物・景観重要樹木の現状変更許可申請

景観重要建造物・景観重要樹木の現状を変更する場合の申請は、規則に定めた様式により行う。

■景観重要建造物・景観重要樹木の管理の方法の基準

景観重要建造物・景観重要樹木の所有者等は、滅失、枯死を防ぐための処置等や、景観重要建造物を損傷するおそれのある木竹の伐採等の管理を行う。

■景観重要建造物等の所有者の変更の届出

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、規則に定めた様式により届出を行う。

第3章 景観協定

景観協定の認可申請は規則により定めた様式により行う。

第4章 景観整備機構

景観整備機構の指定申請は規則により定めた様式により行う。

第5章 雑則

景観重要区域について

1. 概要

新潟県景観計画では、景観計画区域内において、県土の景観形成を図る上で特に重要な区域を景観重要区域に定めることができる。

(景観重要区域の考え方)

- ① 2以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域（広域景観）
- ② 歴史的若しくは文化的意義を有する施設の周辺の区域又は観光振興を図る上で特に重要な区域であって、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域

(広域景観に関する景観づくり)

市町村の区域を越えて共通する自然や風土等によって構成される景観は広域景観として、連続性や調和に配慮した景観誘導を図る必要がある。

- ・ 山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域 [自然景観]
- ・ 人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿道地域 [沿道景観]
- ・ 歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す地域 [歴史・文化的景観]



池と背後に連なる山々の景観



山あいを流れる河川景観

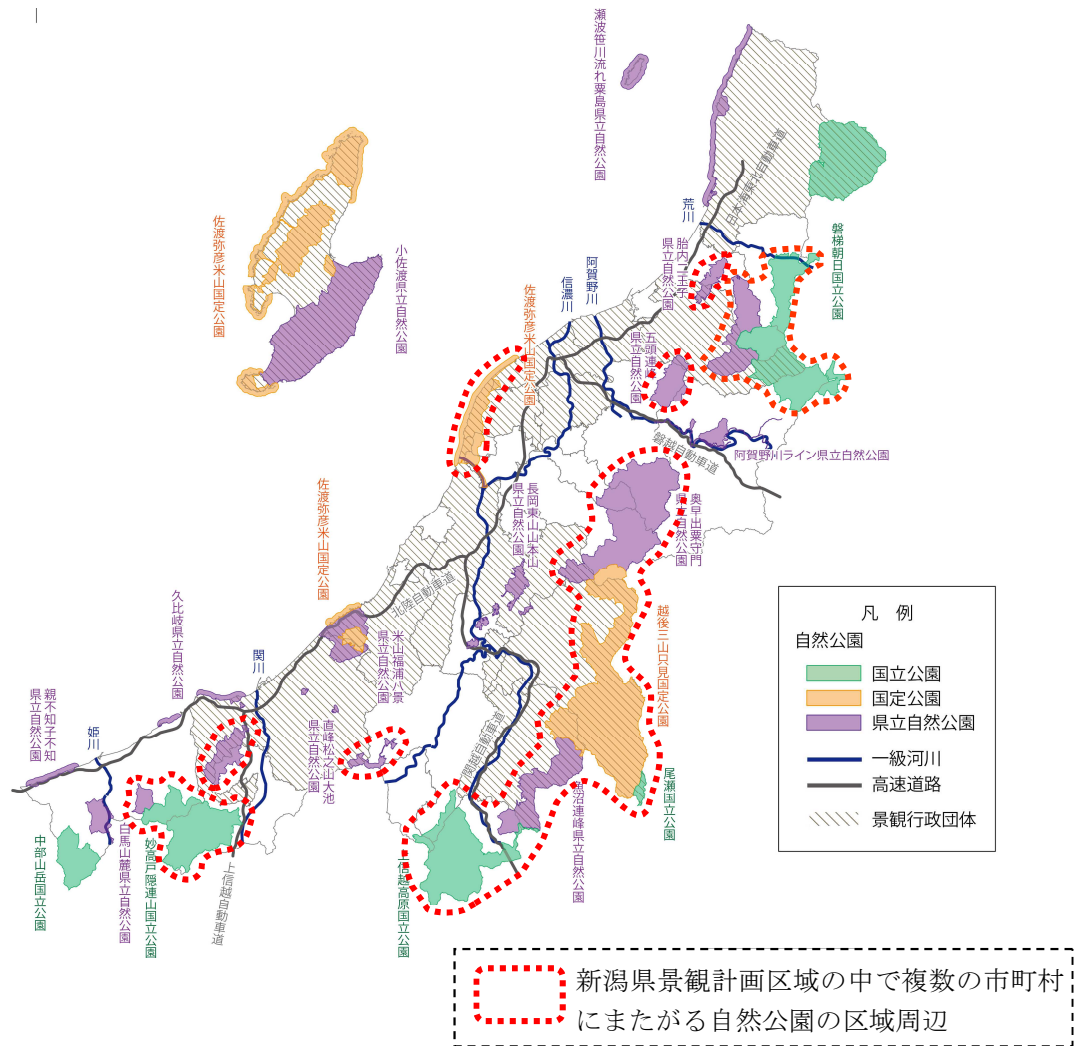


旧街道の歴史を残すまちなみ

2. 当面の景観重要区域の設定に向けた考え方

- ・ 景観重要区域の考え方のうち、県は広域的自治体として、①の広域景観に関する区域の検討を行う。
- ・ また、広域景観のうち、今回は「自然景観」、「沿道景観」について検討する。

【自然景観、沿道景観の例】



3. 候補地検討の進め方

STEP1 関係市町村から意見聴取等を行い、景観重要区域を抽出

STEP2 景観重要区域の設定に向けた考え方をもとに対象となる広域景観を選定

STEP3 関係市町村と協議・調整のうえ、以下について検討

[区域の範囲／景観形成方針／届出基準／景観形成基準]

新潟県景観条例の構成と概要

第1章 総則

- 目的 景観法の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的とする

第2章 景観計画

下線：景観審議会審議事項

第1節 景観計画の策定等

- 景観計画の策定等 策定・変更の際、法に基づく手続のほか景観審議会の意見聴取を行う

第2節 景観重要区域

- 景観重要区域の設定等 景観形成上、特に重要な区域を景観重要区域に定めることができる

第3節 行為の規制等

- 届出を要する行為【法16条1項4号の委任】 ※周辺景観への影響が大きい行為を追加する
法16条1項1号から3号に定める行為(建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為)のほか土地の形質の変更、屋外における土石、廃棄物等の堆積を追加
- 届出を要しない行為【法16条7項11号の委任】
 - ①一定の規模以下の建築物や工作物等 ※景観への影響が小さいと考えるため
 - ②仮設の建築物 ※一時的な行為であるため
 - ③他法令や条例で届出等を要する行為で規則に定めるもの ※他の法令や条例の規定により良好な景観が保全されているため
- 特定届出対象行為【法17条1項の委任】 ※景観計画の実効性を高めるため以下に定める
 - ①建築物の建築等、②工作物の建設等 を特定届出対象行為に定める
 ※特定届出対象行為は、形態意匠について変更命令を行うことが可能
- 指導又は助言
知事は、行為の届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる
- 勧告の手続等
知事は、勧告をしようとするときは、景観審議会の意見を聴取する。また、勧告に従わないときは、景観審議会の意見を聴いた上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる
- 変更命令等の手続
知事は、変更命令をしようとするときは、景観審議会の意見を聴取する

第4節 景観重要建造物

- 景観重要建造物の指定等の手続【法21条2項の委任】
景観重要建造物を指定しようとするときは、景観審議会の意見を聴取する
- 景観重要建造物の管理の方法の基準【法25条2項の委任】

第5節 景観重要樹木

- 景観重要樹木の指定等の手続【法30条2項の委任】
景観重要樹木を指定しようとするときは、景観審議会の意見を聴取する
- 景観重要樹木の管理の方法の基準【法33条2項の委任】

第3章 新潟県景観審議会

この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県景観審議会を置く。

第4章 雑則

新潟県条例第30号

新潟県景観条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等（第3条・第4条）

第2節 景観重要区域（第5条・第6条）

第3節 行為の規制等（第7条―第13条）

第4節 景観重要建造物（第14条―第16条）

第5節 景観重要樹木（第17条―第19条）

第3章 新潟県景観審議会（第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、県民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

（景観計画の策定等）

第3条 知事は、法第8条第1項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第4条 知事は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、同条第2項に規定する当該計画提案に係る景観計画の素案について、関係市町村長及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 景観重要区域

（景観重要区域の設定等）

第5条 知事は、景観計画区域内において、次の各号のいずれかに該当する区域を、景観重要区域として景観計画に定めることができる。

- (1) 2以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域
- (2) 歴史的若しくは文化的意義を有する施設の周辺の区域又は観光振興を図る上で特に重要な区域であって、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める区域

2 景観重要区域における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、景観重要区域ごとに定めることができる。

(景観重要区域の設定等の提案)

第6条 市町村の長は、当該市町村の区域の全部又は一部について、知事に対し、景観重要区域として定めることを提案することができる。

2 前項の規定は、景観重要区域の変更について準用する。

第3節 行為の規制等

(届出を要する行為)

第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(届出書の添付図書等)

第8条 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

2 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

3 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

4 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、法第8条第4項第2号の規制又は措置の基準への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
- (2) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 法令又は他の条例の規定により許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの

2 前項第1号の規則で定める工作物及び規則で定める規模は、景観重要区域ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(指導又は助言)

第11条 知事は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告の手續等)

第12条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第13条 知事は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等の手続)

第14条 知事は、法第19条第1項の規定による指定をしようとするとき、又は法第27条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、その指定又は指定の解除をしようとする建造物の存する市町村の長及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第15条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火設備の設置その他の景観重要建造物に係る防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況について必要に応じて点検を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第16条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 知事は、法第28条第1項の規定による指定をしようとするとき、又は法第35条第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、その指定又は指定の解除をしようとする樹木の存する市町村の長及び新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第19条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、新潟県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 新潟県景観審議会

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県景観審議会を置く。

2 新潟県景観審議会は、委員15人以内で組織する。

- 3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、新潟県景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(景観行政団体である市町村との関係)

第21条 景観行政団体である市町村の区域については、第2章の規定は、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第1章、第2章第1節及び第2節、第3章並びに第4章の規定は、同年4月1日から施行する。

新潟県景観審議会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 号

新潟県景観審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県景観条例（令和 2 年新潟県条例第 30 号）第 20 条第 6 項の規定に基づき、新潟県景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、土木部都市局都市政策課において行う。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。